

平成30年度事業計画書

1 法定検査事業

- (1) 浄化槽法第7条検査の実施 300基

- (2) 浄化槽法第11条検査の実施 14,600基
(内訳)

{	協会検査(通常)	6,800基
	〃(基本検査)	1,600基
	効率化(業者)検査	6,200基

- (3) 二次検査及びクロスチェック検査の実施
 - 二次検査 250基
 - クロスチェック検査 190基

- (4) 法定検査精度管理委員会の開催

2 浄化槽設置基数の正確な把握

- (1) 市町の台帳と協会データとの照合
- (2) 維持管理業者の顧客台帳との照合
- (3) 未検査浄化槽の掘り起こし
- (4) 受検率の向上

3 生活環境の保全と向上に関する正しい知識の普及啓発

- (1) 生活環境に関する諸情報のインターネット等での発信
- (2) 浄化槽設置者啓発資料の作成・配付
- (3) 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換啓発
- (4) 普及啓発イベントの開催

4 浄化槽の設置に係る予備審査、登録及び適正な施工と維持管理の指導その他浄化槽関連事業

- (1) 取扱要綱の指導徹底
- (2) 設置調書、設置届出書等の予備審査
- (3) 工事業・保守点検業の登録に関する事務及び指導
- (4) 7条検査申し込みの徹底及び11条検査の受検に関する指導
- (5) 各種講習会・研修会の案内、実施
- (6) 浄化槽適正管理推進事業(県委託事業)の実施

5 収益事業・その他事業

- (1) 機種登録、技術者登録等に関する事務及び指導
- (2) 機能保証制度の推進
- (3) 会員に対する生活環境関連情報等の提供